新	IΒ
保健所使用料条例	保健所使用料条例
昭和23年7月2日	昭和23年7月2日
条例第38号	条例第38号
<u>(使用料の徴収)</u>	
第1条 保健所の設備の使用又は保健所で行う業務について、試験	第1条 保健所の設備の使用又は保健所で行う業務について、試験
、検査その他を申請する者に対しては、この条例に定めるところ	、検査その他を申請する者に対しては、この条例に定めるところ
により使用料を徴収する。	により使用料を徴収する。
<u>(使用料の額)</u>	
第2条 前条の使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)	第2条 前条の使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)
又は老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による療養又は医	又は老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による療養又は医
療に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知	療に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知
事が定める。	事が定める。
<u>(使用料の納付時期及び不還付)</u>	
第3条 保健所の設備を使用し、又は試験 <u>若しくは検査</u> を受けよう	第3条 保健所の設備を使用し、又は試験、検査 を受けよう
とする者は <u>、所定</u> の使用料を添え保健所長に申請しなければなら	とする者は <u>所定</u> の使用料を添え保健所長に申請しなければなら
ない。 <u>ただし、知事が特別の事由があると認めた者に対しては、</u>	ない。
<u>後納させ、又は分納させることができる。</u>	
<u>2</u> 既に納付した使用料は <u>、還付しない</u> 。 <u>ただし、知事が特</u>	既に納付した使用料は <u>これを還付しない</u> 。
<u>別の事情があると認めたときは、この限りでない。</u>	
<u>(使用料の減免)</u>	
	第4条 生活保護法の適用を受けている
者 <u>又は</u> 知事が必要と認める <u>者</u> に対しては、その使用料を減免	者 <u>、又は</u> 知事が必要と認める <u>もの</u> に対しては、その使用料を減免
することが <u>できる</u> 。	することが <u>出来る</u> 。